

協定第 11 条に関する日本国政府と欧州連合の共同宣言

協定第 11 条の規定は、日本国政府と欧州連合との間の現行又は将来の他の協定の適用上、欧州検察庁との協力に関する日本国政府及び欧州連合の立場を害するものではない。

「ホライズン・ヨーロッパ研究及びイノベーションのための枠組計画（2021 年から 2027 年まで）」への日本国政府の準参加に関する議定書の附属書 I 第 1 節に関する日本国政府と欧州連合の共同宣言

「ホライズン・ヨーロッパ研究及びイノベーションのための枠組計画（2021 年から 2027 年まで）」への日本国政府の準参加に関する議定書の附属書 I 第 1 節に定める 2026 年及び 2027 年の運営分担金の額に関し、日本国政府及び欧州連合は、特に 2027 年について合意された解決策が例外的なものであり、かつ、日本国政府の予算編成の期限上必要とされるものであるとの共通認識を有している。

日本国政府は、欧州連合の計画への日本国政府の参加に関する日本国政府と欧州連合との間の協定に定める条件に基づき、2026 年及び 2027 年について拠出を行うことを約束するが、協定への署名の時点において、日本国の予算編成の期限を理由として、2027 年の運営分担金の額を個別に決定することができない状況にある。